

平成 26 年 4 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 濱尾 宏

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

貴委員会から平成26年2月25日に公表された企業会計基準公開草案第56号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第51号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「公開草案」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 年度における四半期財務情報に係る開示

（コメント）

四半期会計期間において暫定的な会計処理を行い、その後同一事業年度において暫定的な会計処理が確定した場合、年度における四半期財務情報に係る開示（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式（46）bによる有価証券報告書の「連結財務諸表」の「その他」）には暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分の見直しが反映される。そのため、「四半期財務諸表に関する会計基準」第70項において、その見直し後の金額を年度における四半期財務情報として開示することが有用である旨を明示することが望ましいと考える。

（理由）

「四半期財務諸表に関する会計基準」では直接、年度における四半期財務情報の開示は求めているが、結論の背景にて「年度末において自発的に重要な会計方針の変更が行われた場合、（略）当年度の既に開示されている各四半期会計期間における財務情報に関する遡及適用後の金額についても、期間比較を適切に行うにあたって有用な情報である」（第70項）という考え方が示されている。

この年度末における会計方針の変更に係る考え方は、同一事業年度において暫定的な会計処理を確定した場合にも同様であり、暫定的な会計処理の確定による見直し後の四半期財務情報の金額の開示は有用であると考えられる。そのため、その考え方を「四半期財務諸表に関する会計基準」第70項において明示することが望ましいと考える。

2. 適用時期

(コメント)

適用時期について「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」第 28-13 項、及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」第 81-7 項において、平成 25 年改正「企業結合に関する会計基準」と同様とする旨が定められている。しかし、平成 25 年改正「企業結合に関する会計基準」の適用時期は、表示方法に係る事項、暫定的な会計処理の確定の取扱い、及びそれ以外の事項のそれぞれの適用時期が異なる。そのため、平成 25 年改正「企業結合に関する会計基準」のうち、暫定的な会計処理の確定の取扱いの改正の適用時期と同様である旨を明確にすべきである。

以上